

DPas 協会 会則

第 1 章 総則

(本会則の目的)

第 1 条 DPas(Dream Place of Art & Speciality)協会（以下「本会」という。）は、本会の定款に定める事項が円滑かつ公正に実施されることを目的として、本会則を定める。

(名称)

第 2 条 本会は、Dpas 協会(Dream Place of Art & Speciality)と称する。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、夢・アーティスト性・専門性が集まった場所である。

本会を通じ認定講座を送り出し、本会の各部門のすばらしさを認定講師たちが広めていくことを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、次の事業を行う

1. 認定講師講座及び認定講師の活動のサポート
2. 材料・道具・包材の取扱い販売
3. テキスト・書籍・雑誌等の出版
4. イベント企画・開催

第 3 章 会員

(資格取得手続き及び講師認定手続き)

第 5 条 資格の取得は、以下の通りとする。

(ベーシックのみ受講の場合)

ベーシックレッスン終了後、3 か月以内に検定作品ポートフォリオの 1 回目を提出する。

(1 回目の検定で不合格の場合)

1 回目の検定で不合格の場合は、レッスン最終日より 6 か月の間に追加 2 回の（計 3 回）検定が可能である。上記期間以外の検定に関しては、検定期間外検定料として 1 作品につき 3 千円を支払い検定を受けることができる。また、1 回目の検定提出が 3 か月を過ぎた場合にも期間外検定料が適応される。

上記内容が適用されるのはレッスン終了後、遅くとも 1 年以内とする。

(ベーシック及びアドバンスを連続して受講する場合)

ベーシック受講後 1 か月以内に、続けてアドバンスを受講をする場合には、アドバンスレッスン終了日より 3 カ月以内にベーシック 1 回目の 2 作品のポートフォリオを提出する。

アドバンスの検定作品は、アドバンスレッスン終了日より 4 か月以内にアドバンスの 1 回目の 2 作品を提出する。

(1 回目の検定で不合格の場合)

アドバンスレッスン終了日より 8 カ月以内にベーシック及びアドバンスにおいて各追加 2 回(計 3 回)の検定が可能である。

上記期間内に提出がない場合は、検定期間外検定料(1 作品につき 3 千円)を支払い検定を受けることができる。また、ベーシック・アドバンス共に 1 回目の検定提出が過ぎた場合にも期間外検定料が適応される。

上記内容が適用されるのはレッスン終了後、遅くとも 15 カ月以内とする。

(認定講座の申し込み及び入会)

第 6 条 認定講座の申し込み及び入会に関しては次とする。

1. 認定講座の申し込みは「レッスンお申し込み及び DPas 協会入会書」を記入し、講師に提出する。
2. 本会に会員として入会しようとするものは各部門の認定講師講座の受講をし、合格した認定講師が入会できることとし、資格証受領と共に、自動的に入会とする。

(会員登録の期限)

第 7 条 会員登録は毎年自動更新とする。

(会員の権利)

第 8 条 会員は次の権利を有する。

1. 本会認定講師は、本会が作成したテキストをもってレッスンを開催し、講師として活動することができる。
2. レッスン開催の際のレッスン料は、ベーシック 4 万円・アドバンス 4 万 5 千円を下限とした任意のレッスン料を講師が設定できる。

ただし、協会に支払う認定講師料及びテキスト代は定額として協会に支払わなければならない。

ベーシック・アドバンスともに 12 万ウォン：1 万 2 千円

マスター 17 万ウォン：1 万 7 千円

テキスト代は共通して 3 万ウォン：3 千円

* 資格証の海外発送料は別途 2500 円（日本の場合）が発生する。

ただし直接韓国にて受け取る場合は上記の金額は発生しない

また、レッスンの回数はベーシック・アドバンスともに 3 回まで設定可能とする。

ただし資格取得の際の提出作品は代表講師のアレンジと同様（2 作品）とする。

3. 本会の認定講師は、本会の開催するスキルアップレッスン及び勉強会に参加することができる。

4. 会員は DPas のホームページにある道具のページで材料及び道具の購入ができる。

（禁止事項）

第 9 条 会員は次の各号に掲げる行為を行ってはいけない。

1. 協会の同意なく、協会の内容・著作物・テキスト・習得した技術を第三者にに対し資格取得レッスン以外の方法で提示及び開示や伝達すること。
2. テキストの内容をコピーまたは一部を改編しての使用すること。
3. レッスン内容やテキスト等の一部分でも写真や動画をブログ・facebook・インスタグラムなどの SNS へ掲載すること。
4. 本講座の内容を無断で録画や動画撮影を行うこと。
5. 指導講師の承諾を得て動画撮影を行った場合、SNS への掲載やを第三者への開示・提示すること。

（著作権）

第 10 条 本会の提供するテキストの内容及び、資格取得に関わる全ての著作権は、本会にあるものとし、無断転用を禁ずる。

（権利の譲渡）

第 11 条 本講座の受講者の権利を第三者に譲渡することを禁じる。また、受講者が死

亡した場合、受講資格は失われるものとし、権利の承継はできないものとする。

(損害賠償)

第12条 受講者は、本規約および法令の定めに違反したことにより、本会及び講師を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

(免責事項)

第13条 本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、本会は一切の責任を負わないものとする。

(条項等の無効)

第14条 本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

(管轄裁判所)

第15条 本規約を巡る一切の紛争は本会本部所在国の法令に基づきこととする。
また本会本部管轄の裁判所を判所とする。

(会員資格の喪失)

第16条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本会はその会員資格を喪失したものとみなす。

1. 自ら退会したとき。
2. 会員が死亡したとき。
3. 第7条に定める自動更新を望まないとき。
4. 本会の名誉を傷つけ、または本会則あるいは会員としての義務に違反したとき。
5. 本会の活動方針に賛同できない旨を申し出たとき。

(資格の放棄・辞退)

第17条 資格取得取得及び放棄及・辞退する場合には以下とする。

1. 資格を辞退及び放棄した場合でも、認定料の返金はない。
2. 資格を辞退後、同部門の資格講座における上級レベル資格を取得したい場合でも、前段階の講座を再受講しなければならない。
3. 資格の辞退・放棄後、前段階の資格を取得せずに同部門の上級レベル講座を受講する事は可能とするも、前段階の資格取得なくして、上級レベルの資格取得はできない。
4. 資格放棄・辞退後は DPas ホームページから会員資格が削除され、会員様対象のワークショップへの参加はできない。
5. 単発レッスンは可能とするも、資格講座の内容、又は類似した内容でのレッスン行為は一切禁止する。
6. 第5条に定める期限までに、検定作品ポートフォリオの提出がない場合には、資格を辞退・放棄したものとみなす。

(退会)

第18条 会員は退会の旨を協会に伝え、任意に退会することができる。

(競業禁止)

第19条

1. 会員は、会員登録中並びに、会員登録終了後2年間は、自己または第三者の名をもって、本会がと同種または類似の講座を用いた事業を行ってはならない。
2. 前項に該当するか否かは本会が判断するものとする。

(個人情報の厳守)

第20条

1. 本会は、会員の個人情報の取り扱いを厳守する。詳細は DPas ホームページに記載する。
2. 本会講師が得た個人情報は、本会以外への開示及び提供を禁ずる。

第4章 会則の変更及び委任

(会則の変更)

第21条 本会則は、本会 代表の承認がなければ変更できない。

制 定 2018年6月1日

改定 2020年7月1日

Dpas(Dream Place of Art & Speciality)協会
代 表 SugarMaum Suzuki Nobuko